

令和8年（2026年）6月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 令和8年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和8年6月19日（金）

出席議員

1番 西村友一

3番 宮地忍

5番 大西瑞香

7番 奥村仁

9番 太田哲生

12番 入江康仁

14番 平野隆久

2番 脇昭博

4番 岡村哲雄

6番 原隆伸

8番 樋口泰生

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

欠席議員

10番 瀧本攻

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	世 古 基 樹
財 政 課 長	直 江 和 哉	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	近 藤 大 志	福祉保健課長	上 野 淑
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	奥 村 能 行	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	久 保 有 謙
書 記	源 口 晴 子	書 記	疇 地 啓 太

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 平 野 隆 久	1 番 西 村 友 一
-------------	-------------

議事の顚末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、10番、瀧本攻議員からやむを得ない理由により欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

また、定例会中に町長から追加議案の提出があったことから、6月17日に議会運営委員会で取扱いについてご協議をいただき、本日の追加議事日程として取り扱うこととさせていただきました。

加えて、7月に実施予定の議員管外研修視察に係る議員派遣についても、併せて追加日程として取り扱うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

これより、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 平野隆久議員

1 番 西村友一議員

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

3 番 宮地忍総務産業常任委員長。

宮地忍総務産業常任委員長

皆様、改めまして、おはようございます。

今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月10日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。なお、委員1名早退のため、議案第30号及び議案第34号については、6名で審査を行いました。

説明のため出席した者は、財政課、企画課、税務課、危機管理課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

まず、課長から追加説明として、議案書6ページ、新旧対照表では13ページになります。本会議で質疑がありました対象者数等について補足説明します。

令和8年度で家屋の免税点未満、課税標準額が20万円未満の方は約2,000人、免税点30万円未満となった場合に新たに対象となる方は約300人で、約110万円の減収となる見込みです。

同様に償却資産では免税点未満、課税標準額が150万円未満の方が約230人、免税点が180

万円未満となった場合に新たに対象となる方は約15人で、約34万円の減収となる見込みです。

今回の改正は物価指数の上昇等を踏まえての改正ですとの説明があり、その後質疑に入り、質疑はありませんでした。

討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第29号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、33万円に増額ということですが、補償に関して県内、県外その他市町との比較検討はしましたか、全国どこでも一緒ですかとの質疑に対し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、全国的な改正となっています。上位法令が変わり条例も同金額でしたので、改正案を上程しています。他市町村の条例改正の状況については、申し訳ありませんが、把握はしていませんとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、3月議会の一般質問の中で銚子川の水のペットボトルをつくる際、水道課から原水が無償で提供しているとの答弁でした。源水の提供量及び料金換算した場合の金額についてお聞きしますとの質疑に対し、提供量は年間17m³で原水の料金は条例上定められていませんが、一時使用の料金に当てはめて計算しますと、税抜き8,500円となりますとの答弁でした。

次に、改定は10月で12月の検針分から料金が変わることですが、7月から9月の3か月間の中で、町民への説明が十分にできる計画はありますかとの質疑に対し、住民への丁寧な説明ですが、広報きほくやLINE、ホームページなどの媒体を活用し、住民の目、耳に届くよう広報していく考えです。また、出前トークのような形で会場に出向いて説明することも考えていますとの答弁でした。

次に、住民への説明責任はそれで十分なのかと疑問があります。本来であれば自治会ごとに説明に回るといった丁寧な対応が必要ではないかと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、どういう形になるかは分かりませんが、説明会や人が集まる会場に出向いて説明するなど、いろいろな角度から理事者とも協議の上、進めさせていただきたいと思いますとの答弁でした。

次に、新聞などを見た町民の方から問合せはありますかとの質疑に対し、6月9日までで本庁水道課へ「料金は幾らぐらいになりますか」といった問合せが2件から3件ありますとの答弁でした。

次に、漏水は何 m^3 していて、金額に換算すると幾らぐらいになりますかとの質疑に対し、金額に換算する資料は持ち合わせていませんが、漏水量については有収率が55%ですので、半分ほどが料金になっていないという現状です。ただ、全てが漏水ということではなく、高水温対策で行っている捨て水等を含めての数値となっていますとの答弁でした。

次に、水道料金はどのように計算していますかとの質疑に対し、契約口径ごとの基本料金と使用した量の従量料金を合わせて計算していますとの答弁でした。

次に、昔に比べドローンによる漏水調査など漏水対策の機器が良くなっています。漏水対策をすることで無駄な支出が抑えられて利益が出てくることになると思います。対策をすることにより住民に負担をかけることが少なくなりますので、早急に対策を講じていただきたいと思いますがいかがですかとの質疑に対し、有収率の低さは最重要課題として捉えています。継続して対策していますが、なかなか改善されない状況です。議会や審議会で話のあった人工衛星やAIを活用した漏水調査などについて広域で実施できないか検討しているところですとの答弁でした。

次に、漏水や高水温などの問題のある場所を優先して対策を講じていただきたいと思いますがいかがですかとの質疑に対し、十分検討して今後の計画に反映していきたいと考えていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第31号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

課長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

次に、議案第33号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管分については、委員から、財政調整基金繰入金にはふるさと納税金額が幾ら入っていますかとの質疑に対し、財政調整基金繰入金は、ふるさと納税を財源とするものではありませんとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、委員から、企画総合事業について4つの項目の詳細と予算配分を教えてくださいとの質疑に対し、本事業の目的は、人口減少や高齢化が進む当町において地域住民の利便性向上と観光面で地域に利益を循環させることです。国の過疎地域持続的発展支援交付金を活用し、全額を国庫負担や交付金で充当する形となっています。

具体的には4つの事業の実施を考えています。1つ目がICTを活用したEVカーシェア事業です。2つ目は受入環境整備として、外部専門家を招いての研修やインバウンドの受入れを含めた環境整備を進めます。3つ目は産官学連携として、大学と連携しながら地域商品のブラッシュアップを行います。4つ目はデジタルマーケティングとしてドローンやAIを活用した映像を作成し、SNS等を通じて発信することで、多くの方に来ていただける取組を行います。概算ですが、カーシェア事業が約1,700万円、受入環境整備が約500万円、産官学連携が約300万円、デジタルマーケティングが約400万円となっていますとの答弁でした。

次に、観光振興プランとの関係はいかがですか、商工観光課との連携も含めて説明をお願いしますとの質疑に対し、事業計画全体が全て観光振興プランと連動しているわけではありませんが、一部で連動し観光協会も含めて共同で行う事業もあり、民間事業者の方も巻き込んで進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、カーシェア事業について目指すところを教えてください。また、既存の公共交通とのすみ分けはどうなっていますかとの質疑に対し、環境に優しいEV軽バン2台を想定しています。地域の方からご自宅の掃除やごみ捨ての際に荷物が運べないというお声があり、雨の多い地域でもあるため、荷物がたくさん入る軽バンで課題解決ができないかと考えています。

また、町内を起点に回っていただく観光の移動手段としても狭い路地に対応できる軽バンをリースし、まずは実証実験として行いたいと考えています。道路交通法に基づく公共交通は、生活の維持や高齢者を主とした地域の方の移動手段として運営しています。今回のカーシェアはスマートフォンアプリを利用するため、今までご利用いただいていた若い世代をターゲット層として考えていますとの答弁でした。

次に、カーシェアはどういう形で運用するのですか。役所関係で来た人への割引などは考えていますかとの質疑に対し、事業主体である観光協会と連携しながら進めます。今議会での承認以後、観光協会へ補助金として交付し、リースの申請者は観光協会となります。スマートフォンアプリを使って予約、鍵の開け締め、キャッシュレスでの決済まで行っただ

く予定です。料金の詳細は未定ですが、都市部のカーシェアの利用料金を参考に単価を決めて、運用したいと考えています。公共的な割引については、運賃収入で運営していくことを想定していますので、今のところ考えていませんとの答弁でした。

次に、デジタルマーケティング事業について詳しく教えてくださいとの質疑に対し、ドローン撮影による今までになかった映像や、AIを活用してデザインしたイラスト等を盛り込んだプロモーション動画を作成し、SNS等で随時発信していく予定です。これにより町の情報を広く発信し、反響を見ながら情報収集を行いたいと考えていますとの答弁でした。

次に、産学官連携の新商品開発についてはどのようなことを考えていますかとの質疑に対し、現在連携している大学にデザイン等を依頼します。最終的な印刷や製品化は各事業者にお問い合わせすることになりますが、その直前の状態までの作成を支援できればと考えていますとの答弁でした。

次に、この事業は制約はありますか、もう少し前向きなことに使えばよいのではないですかとの質疑に対し、申請要綱以外にはありません。国の交付金を活用して前向きにチャレンジする企画として進めさせていただきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、補助金をもらって計画を立てる以上、実績や評価報告を出す必要があると思いますが、町民がホームページ等で評価を見ることができるような仕組みはありますかとの質疑に対し、国への実績報告書の提出に加え、評価基準を決めて、利用者のアンケート等を取りながら内部評価を行っていく予定です。町民の皆様への報告についてはできるだけさせていただく形で進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、この種の事業補助金は一回限りのことが多いですが、今回予算を上げた後、維持費などの経費はどうなりますかとの質疑に対し、国の交付金は単年度となり2年目以降の維持管理費は認められないとの答弁でした。

次に、後年度の運営に係る費用は町の持ち出しになるため、費用対効果を含めてしっかりとした事業計画を練る必要があると思いますがいかがですかとの質疑に対し、ご意見を十分に念頭に置き関係各方面とも連携し、事業が成功するよう慎重に進めさせていただきますとの答弁でした。

次に、これらを通じて費用対効果や六次産業化に向けた動き、ふるさと納税への波及なども考えるべきではないですかとの質疑に対し、情報発信を通じて町の魅力を感じてもらい、新しい商品に出会っていただくことで、関係人口の創出やふるさと納税、さらには令和9年からスタートするふるさと住民登録制度等への移行を促すなど、最終的には経済効果につな

がるよう、まずはファンづくり、関係人口づくりに努めますとの答弁でした。

以上のとおり、企画課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、これは民間、個人なら既に行っていることです。だから、僕はもぐらたたきだと言ったが、行政はやるのが遅い。このような事業は海の藻くずと消えてしまうと思います。このようなことに使わず、もう少し前向きなことに使っていただきたいです。こんなことくらい民間は死に物狂いでやっています。役場が遅れている。私は反対です。違う事業に使ってもらえばよいと思いますという反対討論がありました。

賛成討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第34号 令和8年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された6案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

以上でございます。

入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

11番 近澤チヅル教育民生常任委員長。

近澤チヅル教育民生常任委員長

おはようございます。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月11日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会におきまして付託されました案件は、議案5件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第27号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、今まで2歳までだったものが3歳以上も小規模の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が運営されることになったという説明でした。都会の待機児童解消のための一面となかなか集団の中になじめないような子も救うという、少子高齢化のこの地方のような側面も持っていると思います。

4つの事業があると聞いていますが、どういう事業があるのか、また、紀北町にはこういう施設はないと思いますが、その点についてお聞きしますとの質疑に、小規模保育事業と家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、そして事業所内保育事業、この4つがあります。現在、紀北町にはこういった施設はありませんが、条例だけは改正するという事で議案を上程しましたとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第28号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第32号 小学校児童用端末購入契約の締結についての審査を行いました。

まず、課長から追加説明として、今回の児童用端末の購入について、端末418台で契約金額が2,047万9,492円、端末1台単価が4万8,994円。昨年度、中学校生徒用端末購入契約での1台単価は4万6,061円でしたので、価格が昨年度に比べ若干高くなっている。昨年度は三重県が一般競争入札での調達、今回は企画提案コンペでの調達で、調達方法の違いと物価高騰の影響などによるものと考えます。説明は以上でした。

続きまして、質疑に入りました。今回随意契約になった理由は何ですか、レンタル、リースは可能でしたか、古い端末は無料で引き取ってもらうのですかととの質疑に対し、三重県で事業者を選定し各市町ごとに契約することから、今回随意契約としています。これは昨年と同様です。レンタル、リースは可能であったと思います。古い端末は無料で引き取ってもら

うことで話をしていますとの答弁でした。

続きまして、予備機15%で54台に加えて、古いもののうち使えるものも残しておくの説明がありました。かなり増えると思いますが、これでよいと考えた根拠は何ですかとの質疑に対し、今後5年、6年を目途に使用することを想定していますので、端末の1年保証はありますが、2年目以降に故障する端末があれば、予備機を使う必要があるためです。また、教職員も同じものを使って授業をしていますので、必要に応じて活用ができると思っていますとの答弁でした。

また、次に質疑といたしまして、前回購入時の質疑で、1年保証をもっと長くできないのか質疑をしたことがあります。今回、この件について三重県に伝えましたかとの質疑に対し、今回の購入に関しては、三重県G I G Aスクール構想推進協議会の作業部会に町も参加して、仕様のすり合わせをしています。そこで長期保証については有償オプションとなり価格が高かったことから、結果1年保証となりましたとの答弁でした。

また、仕様書に5年後のバッテリーの駆動時間が8時間あることとあります。学校でどのように使われているのか分かりませんが、5年以内に駆動時間が8時間を下回るものも出てくるのではないかと思います。この場合、1年の保証期間後に交換してもらえるのかとの質疑に対し、仕様にてバッテリーの駆動時間について記述しており、条件をクリアしている端末を納入することとなっています。状況にもよりますが、仮に条件を満たさないものがあれば、原因を追求しながら契約事業者と調整していくことになろうかと思いますとの答弁でした。

保証については先に決めておくところだと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、交換については契約条項に基づいてできる、できないがあると思いますとの答弁でした。

続きまして、国においては、G I G Aスクール構想により2024年度からの5年間で、公立小中学校に情報機器端末を計画的に整備できるよう国庫補助による基金が設置されたと聞きました。そこから各市町に3分の2の補助がされているという理解でよいのですかととの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

共同調達に対して、G I G Aスクール構想は事業者の優遇を推進しているように思いますが、そう理解してよろしいのですかととの質疑に対し、参考として、町では令和2年度に町発注による契約をしています。このときの1台当たり単価が5万1,150円です。令和6年度は共同調達により4万6,061円です。町単独よりも事務的、経費的にも共同調達の方法がよりよいと思いますとの答弁でした。

続いて、さきのG7において未成年のネット利用者を有害情報などから保護するための共通原則を合意したとする新聞記事がありました。年齢確認や不正画像対策のほか、ペアレンタルコントロール機能の充実、未成年者のリテラシー能力など、学校関係においてどのように注意されていますかとの質疑に対し、スマホ利用など使い過ぎといった状況もあり、メディアコントロールを推進していますとの答弁でした。

ペアレンタルコントロール機能をくぐり抜ける子どももいるという情報もあります。教育委員会はその実態をどのように指導していますかとの質疑に対し、ルールについては何もかも駄目ではなく、これは駄目と教えながら授業を行っていると思いますとの答弁でした。

続いて、当初に導入した端末は衝撃にも弱く故障が多かったと思います。今回の機種は前回と比べるとどうですかとの質疑に対し、前回よりも強い機種となっていますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第33号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分について質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分について、まず課長から追加説明がありました。社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金89万5,000円の増額は、障害者介護・訓練等給付事業に係る障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業に係る国庫補助金の増額で、補助率は2分の1です。

また、児童福祉費補助金、みえ子ども・子育て応援総合補助金806万9,000円の増額は、県補助金の内示による増額で、補助率は3分の2です。事業としては、福祉保健課では障害者福祉一般事務事業と母子保健事業の2事業です。

また、社会福祉総務費は288万2,000円を増額するものです。紀北町社会福祉協議会助成事業164万7,000円の増額は、紀北町社会福祉会館改修工事に係る町補助金を増額するものです。本工事は社会福祉会館外壁塗装等改修工事で、紀北町社会福祉協議会が日本財団の助成事業に申請し認められたもので、令和7年12月議会において補正予算を計上し、認めていただきましたが、結果として入札が不落となり工事ができませんでした。

しかしながら、日本財団から助成期間の延長が令和8年度末まで認められたため、今回のイラン情勢等の物価高騰分の増額を加味し、再度補正予算を計上するものです。紀北広域連

合運営事業123万5,000円の増額は、今説明しました社会福祉会館の関係で紀北作業所分場瑠璃ヶ浜が社会福祉会館に入居をしていることから、改修工事に係る紀北広域連合負担金の増額をするものです。

身体障害者福祉費は179万2,000円を増額するものです。障害者介護・訓練等給付事業は障害者自立支援給付審査支払等システムの障害福祉サービス等報酬改定に伴い、システムの改修を行うものです。障害者福祉一般事務事業は財源更正です。また、母子保健事業及びがん検診事業は財源更正によるもので、母子保健事業はこちらも、みえ子ども・子育て応援総合補助金の対象として、親子のファーストブック事業の内示を受けたことによるものです。

がん検診事業は過疎地域持続的発展特別事業債への財源更正ですとの説明があり、質疑に入り、社会福祉協議会の外壁修繕の入札ができなかったが、助成期間が延長され、日本財団からの資金を得られたとのことでしたが、どういう理由で入札が不落になったのかお伺いしますとの質疑に対し、入札が不落になった理由として、12月補正でお認めいただいて、その後の工事ということでしたので、やはり时期的な問題もあり、年度末に近いところで事業者が大規模な公共工事等を受けている、また、物価高騰の影響かと考えていますとの答弁でした。

次に、今回の補正の288万2,000円は社会福祉会館の改修全てであって、事業補助金が164万7,000円、事務組合への負担金が123万5,000円で、事業は一本ということによろしいですかとの質疑に対し、今回の工事に係る負担については、社会福祉協議会と紀北広域連合、そして町の三者が3分の1ずつ負担するものです。

今回予算に計上した社会福祉協議会助成事業の164万7,000円については、町負担分の3分の1の分になります。社協も3分の1、そして、広域連合の負担金の額が若干少ないことについては、紀北作業所分場瑠璃ヶ浜が入居するということで、こちらは以前からの取り決めで負担割合を尾鷲市と紀北町が決めており、負担金を基本割と利用者割で半分に分け、基本割をそのまた半分ずつ尾鷲市と紀北町で負担します。利用者割は利用者の住む地域によって何人対何人ということで割合を決めています。今回は全員紀北町の利用者でしたので、利用者割は全部紀北町となりますので、合わせて75%を紀北町がもって、25%を尾鷲市に負担してもらうということで25%分少ない額が123万5,000円となっていますとの答弁でした。

入札をする主体は広域連合の事業として入札をしているのか、紀北町の福祉保健課が入札の母体となっているのかお聞きしますとの質疑に対して、入札の主体は社会福祉協議会ですとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分について、まず追加説明として、小学校校舎等施設営繕事業の288万2,000円の増額は、三浦小学校給水管漏水の修繕で、修繕料76万7,000円のうち、63万8,000円と西小学校校舎内支援教室空調機設置工事で工事請負費224万4,000円です。

三浦小学校の敷地内で給水管の漏水があり、既設予算で対応させていただいています。西小学校校舎内支援教室空調機設置工事については、今回、みえ子ども・子育て応援総合補助金事業の内示により新規計上となります。1教室に設置予定です。財源については国庫支出金149万6,000円と残りは一般財源です。補助率は3分の2です。

また、休校学校等管理事業12万9,000円の増額は、修繕料76万7,000円のうち12万9,000円で、旧矢口小学校体育館の樋を固定する金属ベルトが外れてしまったため、修繕が必要となり今回計上しました。現在はロープ等で固定し応急処置を行っています。

次に、教育振興費の34万3,000円の財源更正については、みえ子ども・子育て応援総合補助金事業の内定によるもので、事業内容は児童用自転車ヘルメット給付事業ですとの説明があり、その後質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、生涯学習課所管分について、課長から追加説明として、公民館費の修繕料ですが、経緯について説明します。今年の2月下旬にステージを利用するため、普段、どんちょうは上げた状態になっていますが、下げた時に次に上げる動作を試みたところ上がらない症状が発生したため、点検業者に連絡して応急的に処置をし、どんちょうを上げることができましたが、今度下げた場合上がらないこともあるため、今後の利用にも支障を来すため、修繕料として186万1,000円の補正を計上しましたとの説明があり、その後質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された5案件についての、審査の経過と結果報告を終わります。度々間違いがあり、失礼いたしました。

入江康仁議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第29号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第31号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和8年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第32号 小学校児童用端末購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

入江康仁議長

ここで、10時45分まで暫時休憩いたします。

（午前 10時 26分）

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 45分）

日程第3

入江康仁議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

まず、日程第3 議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第27号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6

入江康仁議長

次に、日程第 6 議案第28号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 6 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7

入江康仁議長

次に、日程第 7 議案第29号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

9番 太田哲生議員。

9番 太田哲生議員

9番 太田哲生。議長の許可をいただきましたので、議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

まず、世界情勢でございます。2026年2月にイラン戦争が始まりました。このため、イラ

ンによりましてホルムズ海峡が封鎖されました。このたび、イラン戦争が終結されホルムズ海峡が開放されようとしております。しかし、戦争がどのように終結されるのかどうか不安があります。また、ホルムズ海峡が開放されましても、物価の高騰に歯止めがかかるのかどうか分かりません。

そして、紀北町水道事業会計の予算書、説明資料などを見ましても、財政的には1年や2年は十分賄えます。現在のところ、国も県も燃料費の支援など多くの施策により国民の生活支援に重点を置いております。紀北町におきましても、町民の生活のため水道料金の値上げを1年ぐらいは待つべきであると思います。水道料金は町民の生活の基本であります。

以上が、主な反対理由でございます。

以上です。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

原隆伸議員。

6番 原隆伸議員

6番 原隆伸。議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

私は、今の状況では反対したい気もするのですが、水道の漏水と捨て水、これが約45%、全水量の45%に当たるということでございますので、この捨て水と漏水を改善することがまず第一と考えます。課長から今後計画に反映するということでございますので、私が要するに、この漏水と捨て水の改善対策の先行投資及び今後の計画を変更して最優先で取り組むという思いを込めて、賛成討論といたします。

賛成のほど、よろしくお願いします。

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を反対の立場で討論させていただきます。

昨日も、一般質問で同じ思いを告げさせていただきました。今回、事業経営が厳しい状況であるとのことから、今回の値上げを決めたということでした。でも、なぜ今のこの時期な

のか、そしてなぜ突然に30%の値上げになったのか理解に苦しみます。

前者も言うておりましたが、国を挙げて電気代やガス代に補助を考えているときに、住民の福祉向上を目指す地方自治体が唯一の事業経営である水道事業におきまして、料金を上げるということは到底町民の皆様の生活を守ることにはならないと思います。こんなときだからこそ、本来は維持、また値下げをすべきだと私は考えております。

また、町民の皆様も今、一度に30%ではなく10%ずつ3年間上げていくなら、まだ何とか体力は持ちこたえることができるのではないかという声がたくさんです。それらを考えることもなく、そして町民の皆様に詳しく説明を自治体として出向いてはしないという昨日の一般質問のお答えもありまして、以上の点から私は今回の条例に対して賛成することはできません。

町民の皆様の思いを代弁するのが議員の務めでございますので、このような思いから反対とさせていただきます。

議員各位の賛同を心からお願いし、反対討論とさせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9

入江康仁議長

次に、日程第 9 議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

お諮りいたします。

日程第 9 議案第31号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を
願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第32号 小学校児童用端末購入契約の締結についてを議題といたし
ます。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第33号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第34号 令和8年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

ここで、追加議事日程等の配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午前 11時 01分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 03分)

日程の追加

入江康仁議長

議員管外研修視察に係る議員派遣についての発議1件と町長から議案1件が提出されておりますので、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、発議1件と議案1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1

入江康仁議長

まず、追加日程第 1 発議第 1 号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号 議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

追加日程第 2

入江康仁議長

次に、追加日程第 2 議案第 35 号 令和 8 年度紀北町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件の審議に当たっては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議において審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日追加上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

議案第35号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,178万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億1,551万円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、1件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、内容説明を求めます。

直江財政課長。

直江和哉財政課長

それでは、議案第35号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和8年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

令和8年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,178万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億1,551万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月19日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入予算から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第18目・ふるさと応援基金繰入金2,178万円の増額は、海山地区学校給食管理運営事業に係る財源として繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

7 ページをご覧ください。

第9款・教育費、第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は2,178万円を増額するものですが、海山地区学校給食管理運営事業は、海山学校給食センターのエアコンが故障したことによる工事請負費の増額です。これから夏場となり食中毒を予防するためにも急遽修繕工事が必要となったことによるものでございます。

以上で、議案第35号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

海山学校給食センターのエアコンが故障され、現在も給食が作られない状況で、いち早く予算を計上されたことは評価したいと思います。それで、お伺いします。

2,178万円という高額な金額なので、全体を1つのそういうシステムといいますかエアコンで管理しているので、このような金額になるのだとは思いますが、詳しい説明と、そして、この工事終了までどのくらいかかるのかお伺いします。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

議員の質疑にお答えします。

今回の海山学校給食センター空調設備の改修に関しての補正予算でございますが、まず空調設備のこの予算額ですが、センター内の空調設備ですが、大きく2つに分けられております。今回故障した箇所につきましては、1階調理室、洗浄室、コンテナ室、炊飯室でございます。あと別に海山学校給食センターは、鉄骨造りの二階建てでございます。事務室と1階の野菜、肉処理室、それから2階の休憩室については現在故障していなくて稼働はしている状況でございます。

今回、こちらの故障した箇所についてですが、こちらはマルチ空調システム室外ユニットというものになりますが、室外と室内ユニットとありまして、室外ユニットに関しましては、冷房機能の112 k Wと暖房機能能力が125 k Wのものが1組、それからマルチ空調システム室内ユニットという室内のものが、冷房能力14 k Wと暖房能力が16 k W、そちらの部分が3組ありまして、それで冷房能力の22.4 k Wと暖房能力25 k Wのものがそちらの3組で、あとは冷房能力が11.2 k Wと暖房能力12.5 k Wのものが2組、全部で8組、プラス1つになってございます。

それで、このエアコン自体は床置き型のダクト型というもので、そちらのものと、天井の埋め込みカセット型というものでございます。床置き型のダクト型というのは各部屋に床に置いてある縦型のもので、そちらのものが8か所ございます。天井のほうにはカセット埋め込み型というのが2組となっておりまして、そちらのものでございます。

それが今、今年に入って5月25日あたりぐらいから、ちょっと調子が悪くなりまして、スイッチがついたり、つかなかったりというような状況にございました。

すぐに直っていたんですが、6月10日に完全にスイッチが入らない状態というような状況になりまして、業者等に見ていただいたところでございます。

それで、もうこちらの施設については、すみません、後になってしまって、平成14年3月に竣工しております。24年現在経過した施設でございますので、これまで必要に応じて修繕等も行ってきたのですが、今回は室内の空調機、経年劣化に伴う故障が頻繁ということで、これ以上は難しいというような業者等にも相談した結果、修理する部品等もないような状況になっております。それで、改修という形で今回予算計上のほうをさせていただいた次第でございます。

以上です。

入江康仁議長

期間、どれくらいかかるかと。

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

答弁漏れ、すみませんでした。

工期どれくらいで直るのかという問題ですが、業者等にも見ていただいたときに、もし直すのならどれくらいかかるのかということで、参考に聞いたりもしたのですが、納期のこともありまして大体1週間もあれば直ると伺いました。

あと、今この時期からはエアコンの設置などいろいろな繁忙期になってくることから、いつ入ってくるのかどうかという部分も伺っております。

以上です。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

新しくするということですので入札になるのではないかと思います、それはどのような方法を考えておられるのかということと、これは給食関係ですので、どこかで聞こうと思っていて、給食関係で質問してもよろしいですね。

入江康仁議長

はい。

11番 近澤チヅル議員

海山の給食センターでは、台風の警報のときに800食廃棄したという新聞報道もありまして、大変心を痛めております。それについても今議会のどこかで説明はあるのかなと私は思っておりましたが、ありませんでしたので、どういうことで、そういうことになったのか、なったことは仕方ないので責めるつもりはありませんが、事実を公表していただきたいと思います。そこしか聞くとこがなく、教育委員会からも学校教育課からも何もそのことに關しての説明がなかったので、ぜひお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

今回の予算計上におけるもので、入札にするのかどういふふうに進めていくのかという質疑なんですけれども、説明させていただきます。

子どもたちの安全と給食の早期再開という部分を最優先としたいと考えております。今回は緊急措置というような部分もございますが、給食がエアコンが停止したくらいのところには、調理をするに当たって適温の温度というのが25度という部分があります。25度くらいが適温ということで、それを若干超えていたりしております。そうすると、エアコンをつけて、それでいきますので、その部分でやはりもうエアコンが止まった状態で、今後も続けられない。それで、給食提供に関しても、こちらはどうすればよいかというような部分で、長島のほうで今ちょっと調整もさせていただいているのですが、一部教職員等も食数の限界と思

われますもので、それは除いてということで、させてもらっております。

完全に早急な給食の提供というところで、入札ではなくて随意契約で考えている状況でございます。

以上です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今回、こういうことで工事で、大変急ぎということで随意契約とさせていただきます。

それから、給食のほうの廃棄の部分は、説明が足りなかったことをおわび申し上げます。

また後日、教育委員会のほうからそのてんまつについて報告をさせたいと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

町長からそういうお話があったのですが、せっかくの開会中ですので教育長からお話いただけたら幸いと思いますが、いかがでしょうか。

入江康仁議長

いいですか。松島教育長。

松島功城教育長

廃棄に至った……

（「議長」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

すみません。僕の知識ではこれはあくまでも質疑ですので、質疑というのは議案に関しての質疑であって、質疑以外のものは議題外になると思いますので、お気持ちは分かりますけれども、これは改めて違うところで求めていただきたいと思うのですが、議長の見解をお伺いします。

入江康仁議長

今の平野議員の議事進行に対して、この件に関しては前日の説明も、教育委員会の松島教育長から経緯に関してはずっと説明をいただいております。今回の案件は、予算に関する範

囲内で質疑を止めていただいたらと思いますので、松島教育長を僕も指名したのですが、これはこれの議題の範囲を超えていると思いますので、これはここでとどめたいと思いますので、理解していただきたいと思います。それでいいですか。

これで、3回目でいいですか。

ほかに質疑される方ありませんか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

先ほどこの入札の件ですが、本来でしたら一般競争入札のあれだと思うのですが、この時期食中毒が流行ったりしている時期に、ある程度このクーラーが直らないと給食が再開できないという状況も考えられます。そのところはよく理解できます。

そのために、町長も言われましたけれども、随意契約ということでやっていきたいということなので、今回の場合は特別に早急に直すことが優先順位と考えて随契もありかなというふうには考えております。ただ、随意契約ですので、どこに頼むにしても適正価格で今回、こういう事情でやるので適正価格でお願いしたいということは、一言述べて、その適正価格を遂行できるようにお願いしたいと思いますので、その点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございますので、役場のほうでも見積りもさせていただきますし、他社の見積りも取って、それが適正かどうか十分判断したいと思います。

よろしくをお願いします。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2 議案第35号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月9日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。会期中に議員の皆様から頂戴いたしましたご意見、ご指摘等につきましては、その対応に留意しながら、町政経営に当たってまいりたいと考えております。

さて、間もなく7月となり、紀北町の夏の風物詩、きほく燈籠祭が7月25日土曜日に、きほく夏祭りKODŌが8月30日日曜日に開催されます。ぜひご参加、ご観覧をいただき、夏の楽しいひとときをお過ごしいただきたいと思います。

最後になりますが、これから梅雨が明けますとともに、暑い季節を迎えます。近年は酷暑とも言える状況にあり今年も高温が予想されますので、熱中症などのリスクも高まります。

議員の皆様、町民の皆様におかれましては、体調管理に十分ご留意をされ、ますますのご活躍をいただきますようご祈念を申し上げます。議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

令和8年6月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月9日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、また執行部の皆様には慎重なるご審議をいただき、無事閉会することができましたことを心からお礼を申し上げます。

季節は梅雨に入り、不安定な日々が続いております。これから夏に向けて、暑さも厳しくなってまいりますので、皆様におかれましては、くれぐれも体調には気をつけていただきますようお願い申し上げます。本定例会、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

入江康仁議長

それでは、これもちまして、令和8年6月紀北町議会定例会を閉会といたします。

どうも長い間、ご苦労さまでございました。

(午前 11時 27分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

紀北町議会議長

紀北町議会議員

紀北町議会議員